

国民保護協議会の設置趣旨

■法令：国民保護法第39条及び第40条

設置目的	市域に係る国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、当該措置に関する施策を総合的に推進するため
所掌事務	① 市町村長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議 ② 当該重要事項に関し市町村長に意見を述べる こと
会長	市町村長
委員	① 指定地方行政機関の職員 ② 防衛庁長官が同意した自衛隊職員 ③ 都道府県職員 ④ 助役 ⑤ 教育長、消防長・消防吏員（・消防団長） ⑥ その他の市町村職員 ⑦ 指定（地方）公共機関の役員、職員 ⑧ 国民保護措置に知識・経験を有する者
その他	市町村協議会の組織・運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める